

平成30年度栗東市教育委員会第1回臨時会会議録

開催日時 平成30年7月25日(水) 14:00～14:20
開催場所 栗東市役所4階第1委員会室
出席委員 教 育 長 福原 快俊
教育長職務代理者 内記 一彦
委 員 朽木 徳壽
委 員 林 史代
委 員 田中 和子
事務局出席者 教育部長(加藤)、教育総務課長(川崎)、学校教育課長(河口)、
書記(濱田)

開会宣言 14:00

教育長

ただ今より平成30年度栗東市教育委員会臨時会を開会にあたりまして、本日は傍聴の申し出が2名ありましたので、教育委員会傍聴規則2条によりまして許可することに異議はございませんでしょうか。

他委員

異議なし

教育長

異議なしとのことなので、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

傍聴人の皆様にお知らせします。傍聴人の皆様は注意事項を遵守していただくようお願いいたします。なお、注意事項に違反された場合は退出を命じることもありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより平成30年度栗東市教育委員会第1回臨時会を開催します。

「日程2 請願第1号 2019年度使用中学校道徳教科書の採択にあたっての請願書について」の説明をお願いします。

教育総務課長

6月26日に「こどもと教科書 市民・保護者の会事務局」より請願書が提出されました。請願書の内容は、人権侵害・自国中心主義の〈日本教科書〉と〈教育出版〉は採択しないでください。貴教育委員会の日頃の教育へのご尽力に敬意を表します。今年度の中学校道徳教科書の採択にあたって、私たちは既に貴教育委員会に要望書を提出させていただきましたが、さらに〈日本教科書〉と〈教育出版〉は採択しないようにと請願書を提出いたします。以下にその理由等を述べますが、十分ご検討のうえ、「人権・平和・共生」を最

も大切にしている教科書を採択してくださるよう、切に要望いたします。なお、当請願は、憲法第16条および請願法に基づく請願として取り扱い、各委員にこの内容を周知いただくことはもとより、慎重にご審議くださるようお願いいたします。なお、教育委員会会議における審議については公開し、審議日程を事前にお知らせください。以上のように各教育委員に誓願内容をお知らせとともに教育委員会会議において、慎重に審議するよう求められています。

教育委員の皆様におかれましては、本会議にて審議をお願いする次第です。

教育長

ただいま説明がありしたように、請願書が提出されておりますが、本請願書につきまして、意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(各委員一覧)

内記教育長職務代理者

請願書の内容と教科書の内容を比べて読んでみると、すべての人の考えが、この請願書の内容に一致するとは言えないのではないかなと思いました。例えば「永久欠番42」の教材ですが、確かに差別問題を考えるときに差別される側に問題があるのではなく、差別する側あるいは傍観者に問題があるということは重要な視点だと考えます。だからこそ、もしこの教材で生徒に考えさせる場合に、対戦相手や周りの人々の姿について取り上げ話し合わせることもできるのではないかと思います。このように1つの教材でもいろいろな立場から考えられるのではないのでしょうか。だから、この請願書の内容は、1つの考えだと思います。

教育長

他に、ありますでしょうか。

林委員

私もこの請願書の内容は、ある1つの見方だと思います。例えば「雨の日のレストラン」の教材についてですが、請願書にもあるとおり長時間労働への視点という点では少し配慮ができていないと感じます。ただ、この教材は、人とのかわりに関することで思いやりや友情について考えさせる教材であり、その部分については使用することができるのではないかと思います。教科書採択は、中立、公正、公平性が保たれなければなりません。各市から選出された調査員の皆様は、検定に合格した全ての教科書について公正、公平な立場で調査を進めていただいているわけですから、このような一部の見方を取り入れるのはふさわしくないと考えます。

教育長

よろしいですか。他に意見等ありますか。

朽木委員

請願書の内容と教科書を読み比べると、請願書も一つの考え方だと思いました。例えば2年生「十四歳の責任」少年法についての教材ですが、確かに、請願書にもあるとおり、14歳からは刑事責任能力を問われ刑罰を強調し、その代償は少年院送致、退院してからの世間の目、賠償問題と少し配慮できていないと感じました。私はこれまで何人もの非行や犯罪を犯した少年と接してきました。彼らのほとんどが「少年法14歳、知らん、初めて聞いた」と言っておりました。彼らがこれまでに学校で「十四歳の責任」のような授業を受けて、少しでも内容を理解し、「少年法、14歳、責任」という言葉が頭のどこかに残っていたならば、過ちを犯す前に踏みとどまれた少年が何人もいたと思います。重要なのは選択した教科書をいかに有効に活用するかだと思います。自分と違った意見があっても当然です。考えは、十人十色、十人いたら自分と違う考え方があって当然です。意見交流をして考えを深めることができ、そして他人を認めることもできるようになるのでしょうか。これが「心を育てる道徳教育」につながり、過ちを犯す少年を減らすことにつながるのであれば一つの教材として使用できると思います。請願書も一つの考えですから、一つの意見にとらわれず、公正な立場で選択は行うべきだと思います。

教育長

他にご意見ありますか。よろしいですか。

田中委員

「22の徳目」の自己評価についてですが、自己評価は、他人と比べるものではないと思います。自ら困難に立ち向かう心を持ち、生徒個人の意見を考えるのが重要であり、人生を全うするのに課題がありそれを乗り越える人格形成が必要です。歴史上の偉人も努力をし、困難に立ち向かっています。そのような見方も必要です。体験談などの意見が大事であり、資料から入り資料から出るのが重要であり、資料の持つ意味は、大事。教科書を教えるではなく、教科書で教えることだと思います。教科書を見るだけではなく、自分自身を見つめ直したり、今日の学びを振り返ったりするものだと考えます。教科書は、「主たる教材」ですので、必ず全てを活用しなければならないものではないですよ。調査員は、公正、公平、中立であるということですので、私達もそうでなければなりません。先生方は、子どもや学校の実態、授業の進め方に応じて自己評価のさせ方も工夫されるでしょうし、この点を強く取り上げる必要性は感じないように思います

教育長

他に、ご意見ございませんでしょうか。

それではないようですので、採決いたします。

請願第1号「2019年度使用中学校道徳教科書の採択にあたっての請願書について」の請願の採択に賛成の方は、挙手願います。

(挙手なし。)

教育長

挙手なし、賛成なしにより、当請願は「不採択」とすることに決しました。

以上、請願第1号「2019年度使用中学校道徳教科書の採択に関する請願書について」終了いたします。

以上で本会を閉会させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

閉会宣言 14：20